

※このパンフレットは「緑丘4丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

《緑丘4丁目地区地区計画》

1. 建てることのできる建築物の用途

- ①長屋を除く住宅（民泊を除く。以下同じ）
- ②兼用住宅※
- ③グループホーム（200㎡未満）
- ④自治会館等の集会所
- ⑤前各号の建築物に附属するもの

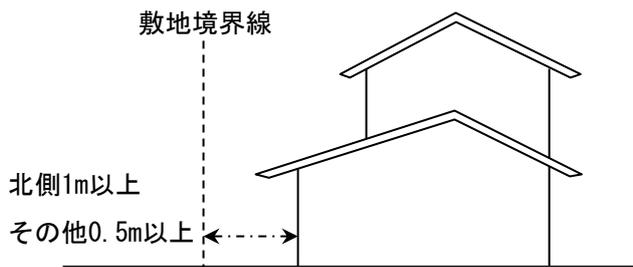
※非住宅部分の制限有

2. 建築物の敷地面積の最低限度

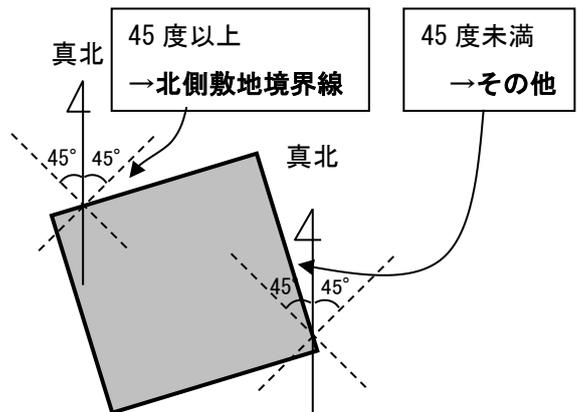
- (1) 150㎡
- (2) 敷地面積の最低限度の適用除外
 - (1) が定められた時に、すでに建築物の敷地として使用されている土地などで、その全部を1の敷地として使用するもの

3. 壁面の位置の制限

- (1) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から北側敷地境界線※までの距離は1m以上、それ以外の敷地境界線までの距離は0.5m以上
 - (2) 壁面の位置の制限の適用除外
 - ①地階建築物
 - ②外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの
 - ③物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内のもの
 - ④自動車車庫
- ((1)の他に、第一種低層住居専用地域内は、都市計画による外壁の後退距離が定められています。)



(※真北方向に対する水平角度が45度以上の角度の隣地境界線で道路に接する部分を除く)



4. 建築物の高さの最高限度

10mかつ軒の高さ7m以内のもの

